

令和4(2022)年

12月

広報

あしや

993号



10月28日、あしや砂像展2022開幕。オープニングセレモニーを鼓笛演奏で盛り上げてくれた愛生幼稚園の園児たち(2列目)と砂像作家の皆さん(前列左からバグラト・ステパニャンさん、スー・マグリユーさん、プロデューサーの茶園勝彦さん、大工園望さん。後列左からレオナルド・ウゴリニさん、マリエレ・ヘッセルスさん、ジョヘン・タンさん、ギ・オリヴィエ・ドゥボーさん、ブルース・フィリップスさん)



芦屋町公式
LINE
二次元コード

12月4日から10日までは人権週間です
誰もが人間らしく、
幸せに暮らしていける
社会を目指して



1948(昭和23)年、12月10日に国際連合総会の場で、全ての人と全ての国とが達成すべきものとして、「世界人権宣言」が採択されたっちゃ。世界人権宣言は、初めて人権保障の目標と基準を国際的にうたった画期的なものっちゃ。この宣言は、世界各国の憲法や法律に取り入れられ、世界各国に強い影響を及ぼしてっちゃ。採択日である12月10日は「人権デー」とされ、世界中で人権擁護活動を進めるための行事が行われてっちゃ。

日本では、1949(昭和24)年から、人権デーを最終日とする1週間(12月4日～10日)を「人権週間」と定め、全国各地で人権啓発活動を行い、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権意識の高揚に努めています。

人権とは、私たち一人ひとりが生まれながらにして持っている、幸せに生きるための権利です。しかし、社会のさまざまな場面で、人権に関する問題が生じています。最近では、新型コロナウイルス感染症の感染者などに対する偏見や差別、インターネット上の誹謗中傷やSNS上でのいじめなどの人権問題が発生し、社会問題にもなっています。

私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分の言動が差別や偏見につながっていないかをよく考え、他人の人権にも配慮して行動することが大切です。「人権週間」を機会に、家庭や職場、学校などで、家族や友だち、身近な人たちみんなが人権を一緒に考えてみませんか。互いを理解し、誰もが人間らしく、幸せに暮らしていける社会を目指していきましょう。

差別をなくすために 第450号



芦屋町人権・同和教育研究協議会

▷問い合わせ 社会教育係 (☎223-3546)

だれもが夢をもつために

芦屋中学校2年 江口 瑠夏^{るか}

私が戦争のことを知ろうと思ったきっかけは、小説でした。その小説には、特攻隊の男の子との恋の物語が描かれていました。その本を読むまで、私は戦争のことをくわしく知りませんでした。それをきっかけに、過去に起きた現実を知り、自分には何ができるのか考えるようになりました。

最近では、ロシアのウクライナ侵攻が行われています。日本は戦争をしていませんが、世界ではまだまだ戦争が行われているということを知りました。

では、なぜ戦争をしていた人々は、争いで決めなければならなかったのでしょうか。今から約80年前、この私たちの住んでいる日本でも戦争が行われていました。その戦争には、子どもや、大人、高齢者、たくさんの人々が巻き込まれました。今は、学校に通えて、勉強をして、友だちとたくさん遊んで、家に帰るとおいしいごはんと家族が待っている、そんな、私たちにとってはあたりまえのようなことが戦時中を生きた人たちはできなくなりました。どうしてこんなことが起こるのに、人々は戦争を始めたのか、それは、戦争をした人々はもっと幸せになりたかった、大切な人を守りたかった、そんな思いがあったのではないかと私は思います。そんな思いがだんだんと強くなり、戦争もひどくなっていったのだと思います。

太平洋戦争の末期に、日本軍が編成した生還を期さない体当たり攻撃部隊、「特攻隊」がつくられました。特攻隊とは爆弾を抱えた航空機もろとも敵艦に体当たりする部隊で、燃料は片道分、帰還することは許されない設計となっていました。10代、20代の男子は特攻隊員としての役目を果たした後、空に消えていったといいます。私は特攻隊員として、「お国のために」と命を落とした人たちのことを考えると、たまらない気持ちになります。大切な家族や愛する人をおいて、空へと飛びたつ苦しみ、それでも愛する人たちを守るために戦った人たちは本当にすごいなと私は思います。

このように、戦争に巻きこまれて亡くなった人や国のために、愛する人のために亡くなっていった人が少し前の日本にはたくさんいました。今の私たちは当たり前のように幸せに暮らしていますが、その当たり前はとても幸せなことなのだなとあらためて気づきました。

そして、私たちにできることは、戦争で戦ったり、戦争に巻きこまれたりした人々のことを忘れずに、一人ひとりが考える力を持ち、二度と戦争をくり返さない、ということだと思います。人を思いやり、命を大事にすることが人権を守ることにつながると思います。戦時中、夢を持つことも、生きることさえもかなわなかった人たちのために、だれもが夢を持ち、かなえられるような世界にするのはまだまだ難しいですが、そんな世界にしていきたいです。※この記事は、町内の小中学生が「人権」をテーマに作成した作文で、提出された作文の中から芦屋町人権・同和教育研究協議会が選考したものを掲載しています。

人権週間の行事

人権啓発パネルの展示

▷とき 12月1日(日)～9日(金)

▷ところ 役場1階ロビー



第24回芦屋町人権まつり

▷とき 12月10日(土)・午前10時～正午

▷ところ あしや夢リアホール

▷内容

●映画上映

「今日も明日も負け犬。」

テーマ 子どもの人権

※詳しくは広報あしや12月号に折り込んであるチラシを見てください。



●人権啓発パネル、小中学生による人権啓発作品の展示など

▷問い合わせ 社会教育係 (☎223-3546)

まちのわだい

あなたの周りで起きた出来事や
楽しい話題、イベントなどの身近な
情報をお待ちしています。

▷ 問い合わせ 広報情報係
(☎223・3569)

秋の夕べに音色が響き渡る

10月7日・8日 秋の夜、コントラバスとピアノの夕べ in 芦屋釜の里

雨音が聞こえる中、芦屋釜の里の大茶室で、北崎千代佳さん(コントラバス)と大庭晴美さん(ピアノ)のコンサートが行われました。動物の謝肉祭より「象」や、「愛の讃歌」などが演奏され、来場者はうっとり聞きほれました。北崎さんが、「コントラバスの音色はアルツハイマー予防に良いと聞いたので、一家に一台コントラバスはどうでしょうか」という話に会場は笑いに包まれました。コンサートは盛況のうちに幕を閉じました。



芦屋^{さんびん}製品の種がまかれました

10月25日 芦屋製品つくり方講座

芦屋製品づくりを目的とする講座がスタートしました。芦屋港に新たに作られる予定の直売施設で販売する商品、芦屋産品として全国展開できる商品を育てようという取り組みです。

初回の参加者は7組10人。全国で直売所の企画プロデュースや特産品開発を手掛けている講師の碓孝洋^{いかり}さんから、「消費者が求めている分量はどのくらいか」「デザインやキャッチコピー次第で消費者への届き方が違う」など事例を交えて学んだ後、「ヒットする芦屋町の産品を作りたい」など、今後の産品開発への思いを発表しました。

この講座は、途中からの参加もできますので、興味のある人はふるって参加してください。

「障がい者だけ」「健常者だけ」でなく「障がい者も健常者も」

10月16日 ふうせんバレーボール体験研修

障がいのある人(障がい者)もない人も一緒に楽しめるようにと考案されたふうせんバレーボール。その体験研修(芦屋町ボランティア活動センター主催)が小体育館で行われ、14人が参加しました。6人1チームの中で3人が障がい者という構成で行われ、1人1回は必ずふうせんに触れてから相手コートに返さないと反則となるルールです。車いすを自分で動かさない人でも、ほかの選手が車いすを押して移動を手伝い、協力してプレーします。最高齢88歳で車いすに乗る体験をした参加者は、「誰でもできて楽しい。でも思ったより激しくて汗をかいた」と話していました。





こんなにいっぱい実ったよ！

10月11日 稲作体験学習

稲作体験学習が行われ、町内3小学校の91人が体験しました。安全に鎌で稲を刈る方法を、JA北九青年部（芦屋支所）の人たちに教えてもらいながら、子どもたちは、一生懸命稲刈りをしていました。初めて稲を握り、鎌を引く作業に、「手が痛い」という子も。それでも夢中で稲を刈る子どもたちの目はキラキラしていました。自分たちで刈った稲をたくさん抱えて運ぶみんなの顔は笑顔いっぱいでした。



母校のために100着のジャージを寄贈

10月13日 部活動練習着寄贈式

日本モーターボート選手会から芦屋中学校へジャージなどが寄贈されました。芦屋中学校出身で日本モーターボート選手会福岡支部支部長の川上剛選手（写真：前列右から2番目）は「このジャージを贈ることで少しでも後輩たちの励みになればと思い寄贈させていただきました」と話していました。生徒は「このジャージを着て県大会に行けるようにがんばりたい」と笑顔で答えてくれました。



ドキドキ、ワクワク♪家族で野外クッキング

10月8日 チャレンジキャンプ

「自然の中で思いっきり、のびのびと遊ぼう」をテーマにデイキャンプを行いました。参加者は町内の小学1～3年生の児童とその保護者27人。竹切りや火おこしなどに目を輝かせながら取り組んでいました。参加者からは「初めて竹切りをして上手にできた」、「子どもが自分でやってみたくて挑戦していて頼もしかった」などの感想がありました。

きれいな海を守るために

10月10日 遠賀ロータリークラブ海岸清掃

「ロータリー奉仕デー 海の豊かさを未来の子どもたちへ」のテーマで、遠賀ロータリークラブの海岸清掃が行われました。風が強い中、海の豊かさをを守るために幅広い年齢層の皆さんが一生懸命ごみ拾いをしていました。ごみ拾いが終わった海岸はとてもきれいな砂浜を取り戻していました。





放送大学入学生募集

放送大学は、テレビやインターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で、幅広い世代の人が学んでいます。



- BS放送やインターネットで視聴するまたは講師から直接受ける授業があります。
 - 心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、300以上の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。
 - 卒業すれば学士を取得できます。
 - 資料を無料で差し上げています。
- ▽出願期限 【第1回】令和5年2月28日 日 【第2回】3月14日 日

▽問い合わせ 放送大学福岡学習センター (☎092)5853033
または放送大学北九州サテライトスペース (☎6453201)

介護のお仕事復帰セミナー

あなたの持つ資格を生かして、介護分野に再就職をしませんか。
▽とき 【北九州地区】12月15日 日
午前11時～午後4時
※正午～午後1時は昼食休憩
▽ところ 【北九州地区】KMMビル (小倉北区浅野)

▽内容 介護技術の復習 (講義・実技)
▽対象 介護福祉士か介護関係研修課程修了者で、現在、介護分野に就業していない人
▽定員 20人
▽参加費 無料



ふくふくネット

▽問い合わせ 福岡県社会福祉協議会 福祉人材センター (☎092)5843310

シニアのための「バ」と相談セミナー

これから就職しようと考えているシニアのために、就業支援を行うさまざまな団体に、直接相談できるセミナーを開催します。
▽対象 おおむね60歳以上で、就労意

欲がある人

▽とき 12月22日 日・①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分
▽ところ 行橋市中央公民館 (行橋市大橋)

▽定員 各回30人 (事前申し込み先着順)

▽参加費 無料

▽主催 福岡県、福岡県生涯現役チャレンジセンター、(共催) 行橋市

▽参加支援団体 行橋市シルバー人材センター、福岡県高齢者能力活用センター、福岡県福祉人材センター、福岡県生涯現役チャレンジセンター

▽申し込み・問い合わせ 福岡県生涯現役チャレンジセンター (☎092)4322512



福岡県生涯現役チャレンジセンター

犯罪被害者週間と相談窓口

11月25日 金～12月1日 木
毎年11月25日～12月1日は、犯罪の被害に遭った人への理解や被害者支援の必要性を皆さんに知ってもらおう「犯罪被害者週間」です。



【犯罪被害相談窓口】

犯罪被害に遭った人の心のケアを行う相談窓口です。ひとりで悩まないで、あなたの心の声を聞かせてください。

●福岡県警察本部内心のリリーフ・ライン (☎092)6327830
●性犯罪被害相談電話全国共通番号 (☎#8103)

※平日の午前9時～午後5時45分は、女性の臨床心理士が対応します。

▽問い合わせ 折尾警察署総務課被害者支援・相談係 (☎6910110)

看護職員などの業務従事者は届け出をしてください

保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の免許を持ち、これらの免許にかかる業務に従事している人は、12月31日 日現在の住所・氏名などを、2年ごとに届け出ることが法律で義務づけられています。

▽届け出 就業地の保健福祉環境事務所 または保健所

※医療機関などに勤務している人は、勤務先を通じてオンラインでの届け出が始まります。福岡県のホームページを確認してください。



福岡県ホームページ

▽届出期限 令和5年1月16日 日

※届出用紙は、保健福祉環境事務所にあります。また、県のホームページからダウンロードできます。

▽問い合わせ 福岡県医療指導課 (☎092)6433276



芦屋町図書館
イメージキャラクター
よむにゃん

12月

芦屋町図書館
(☎223-3677)
開館時間
午前10時～午後6時



芦屋町図書館
ホームページ
※資料検索や
予約などが
できます。

■休館日 5日月、12日月、19日月、22日(木)、
26日月、29日(木)～31日(土)
【年始】1月1日(日)～3日(火)

掲載の催しは新型コロナウイルスの感染拡大の状況
などによっては、変更・中止となる場合があります。

定例おはなし会

- | | |
|--------|-------------|
| とき | 出演・催し |
| 7日(木) | 赤ちゃんおはなし会たち |
| 10日(日) | お話しポケット |
| 17日(日) | おはなしトントン |
| 25日(日) | にじの会 |
- ※時間はいずれも午前11時から
▷ところ おはなしのへや



図書館からおはなしのプレゼント

【クリスマス特別おはなし会】

大型絵本の読み聞かせや舞台を使った、いつもと違う「クリスマス特別おはなし会」です。家族や友だちと楽しいひとときを過ごしてください。

- ▷とき 12月11日(日)・午前11時から
▷ところ 中央公民館2階
▷定員 30人(事前申し込み先着順)
▷申し込み 電話または図書館カウンターで受け付け中
※11月1日から受け付けは開始しています。



貸出冊数無制限

図書館は、年末年始は休館です。そこで、通常10冊までの貸出冊数を無制限とします。この機会に、長編小説や全集、絵本などたくさん借りて読書を楽しんでみませんか。

- ▷期間 12月13日(日)～28日(日)、1月4日(日)～9日(日)
※1月10日(日)～20日(日)は蔵書点検のため休館します。



新着図書

注目の一冊



川のほとりに立つ者は
寺地 はるな 著

カフェの若き店長・原田清瀬は、ある日、恋人の松木がけがをして意識が戻らないと病院から連絡を受ける。松木の部屋を訪れた清瀬は、彼が隠していたノートを見つけたことで、恋人が自分に隠していた秘密を少しずつ知ることになる。

【一般書】

- | | | |
|----------|--------|---|
| 闇の聖域 | 佐々木 譲 | 著 |
| 十三夜の焰 | 月村 了衛 | 著 |
| 機械仕掛けの太陽 | 知念 実希人 | 著 |
| 菜と嘘の季節 | 米澤 穂信 | 著 |

【児童書】

- | | | |
|-------------|----------|---|
| 考えたことなかった | 魚住 直子 | 作 |
| ひみつの犬 | 岩瀬 成子 | 作 |
| ねことことり | たての ひろし | 作 |
| ゆきのげきじょう | 荒井 良二 | 作 |
| クリスマスのおとしもの | えがしら みちこ | 作 |

俳句・短歌

●浜木綿俳句会

里古りて屋敷の奥の柿たわわ

無住寺の大き石垣ちちろ鳴く

駆くる子をついと追ひ抜く蜻蛉かな

台風の過ぎつつ振りかすかなり

●若屋俳句クラブ

バトン受け眼に力運動会

七五三おすまし顔におちよほ口

黒潮へ切り岸尽きて石路の花

この町に駅舎の跡や暮れの秋

●水荳短歌会

シーチキン缶に指かけ力入れ

引けども開かず缶切り使う

こわごわとPayPay使いて妣想う

ATMに不安がりぎと

侘しくも空家にはりつく蕩の葉の

色づき始め秋の風吹く

刈り取りを終えし田んぼは葉の伸びて

広がり緑となりなりぬ

後藤 征子

村上一恵

田中勢津子

薬の伸びて

雪野

花田八代美

吉住 利枝

池田 幸利

田尾三千枝

繩田 恵子

仲山クニ子

桐山 美枝

産後ケア事業を利用してみませんか

産後のお母さんの 育児を応援します



▷ 問い合わせ 健康づくり係
(☎223-3533)

出産後の育児で悩み・不安はありませんか

「母乳が足りているか心配」「赤ちゃんの世話の仕方が分からない」「実家が遠くて育児を手伝ってくれる人がいない」「疲れて体調が良くない」「ゆっくり育児を教えてもらえる機会があれば…」

お母さんは、出産を終え、休む間もなく育児が始まります。また、妊娠から産後は女性ホルモンのバランスが急変し、心も不安定になりがちです。

産後ケア事業では、疲れたお母さんの体や心のケア、赤ちゃんの世話のサポートなどを行います。



利用できる人

町内に住んでいる産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、次のいずれかに当てはまる人

- 育児を支援してくれる人が少なく、保健指導や育児相談を希望する人
- 産後の体調や精神状態または育児に不安がある人

内容

施設に宿泊するか通所し、次のようなケアを受けることができます。

- お母さんの心と体の休息
- 授乳の相談・指導（乳房ケアを含む）
- 育児に関する相談、指導

サービスの種類	利用時間
ショートステイ型 (宿泊)	入所から24時間
デイサービス型 (通所)	午前9時～午後5時のうち 5時間程度

自己負担額

サービスの種類	所得の区分	自己負担額
ショートステイ型 (宿泊)	課税世帯	6400円 /24時間
	非課税世帯 生活保護受給者	1500円 /24時間
デイサービス型 (通所)	課税世帯	2000円 /日
	非課税世帯 生活保護受給者	500円 /日

※すべて消費税込みです。

※多胎児の場合でも自己負担額の追加はありません。

※自己負担額以外にも、利用施設で別途費用が必要な場合があります。詳しくは利用施設に問い合わせてください。

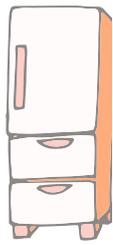


利用できる施設

施設名	ところ	電話番号
九州バースセンターうばがふところ	芦屋町大字山鹿852番地77	☎701-8103
桑原産婦人科医院	中間市中間三丁目5番5号	☎245-0052
みずまき助産院ひだまりの家	水巻町立屋敷一丁目14番50号	☎201-7731
しぶや助産院	岡垣町旭台三丁目11番5号	☎282-3476

※施設の空き状況によっては、希望する施設が利用できない場合があります。





冷蔵庫の中に 安心を



♥救急医療情報キットを 備えましょう

救急医療情報キット（以下、救急キット）は、家族の緊急連絡先や、自分のかかりつけ医療機関などの情報を専用の容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管しておき、急病など緊急時に、救急隊員やかけつけた人に必要な情報が伝わるようにするものです。

▷対象 65歳以上の一人暮らしの人、65歳以上の高齢者夫婦世帯、障がい者で一人暮らしの人

▷救急キットの内容

1 救急情報記入用紙（救急連絡カード）

救急連絡カード			
私は容疑中の情報を救急時にかけつけた人と搬送先の医療機関が活用することに同意します。			
住所	〒	〒	〒
フリガナ	電話	自宅	携帯
氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日
緊急連絡先			
氏名	続柄	電話	住所

2 マグネットシール1枚 3 保管容器

(冷蔵庫の扉に貼るもの)、
シール1枚
(玄関の内側に貼るもの)



▷申し込み・配布場所 福祉課窓口

▷費用 無料

♥「救急キットの容器に入れている情報は、最新のものですか？」

救急連絡カードの記載内容に変更があった場合、かけつけた人に正しく情報が伝わるように、必ず書きかえて保管してください。

▷問い合わせ

高齢者支援係 (☎223-3536)



利用までの流れ

①利用の申請

利用する日の1週間前までに健康・こども課窓口に申請してください。

窓口で、担当者が現在の体調や家庭の状況、受けたいケアの内容などを確認します。

②利用施設の調整

希望する施設が利用可能かどうか町の担当者が確認します。

③利用の決定

申請内容を審査した結果をお知らせします。承認された場合、利用施設から、利用にあたっての注意事項や利用時間などに関する連絡があります。

※利用承認後に利用を中止する場合は、利用開始日の2日前までに利用施設へ連絡してください。

※連絡なく利用を中止した場合、キャンセル料が発生し、自己負担になる場合があります。

【申請に必要なもの】

- 産後ケア事業利用申請書
- ※健康・こども課窓口にあります。
- 母子健康手帳
- 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）
- 委任状
- ※同一世帯以外の方が申請する場合のみ。委任された人の本人確認書類が必要です。
- 課税状況がわかる書類（課税世帯の人は不要）
- ※非課税世帯の人＝当該年度の世帯の課税状況（町民税所得割額）がわかる書類（4～6月申請の場合は前年度分）
- ※生活保護受給者＝診療依頼書



町長への手紙・ご意見箱

芦屋町では、「まちづくりは町民全員が協働してつくるもの」と考え、町政への提案や意見などをいただく「町長への手紙」と「ご意見箱」があります。今回は、いただいた町長への手紙・ご意見箱の中から抜粋して紹介します。

▶問い合わせ 広報情報係 (☎223-3569)



手紙 図書館のパソコンを使用できるようにしてほしい

中央公民館（図書館）のパソコンを使用できるようにお願いします。ネットで調べることができないので困っています。

(匿名)

対応 7月1日から使用できるようになりました

芦屋町図書館では新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からパソコンなどの利用制限を設けていました。7月1日からパソコンなどの利用制限緩和を行いました。館内の案内掲示でも周知しています。

(生涯学習課)

手紙 プラスチックごみの分別方法が分かりにくいです

最近間違っでごみを出している人が多くなったように感じます。特にプラスチックごみの分別方法が分かりにくいので広報あしやなどで周知していただけないか。

(50歳代)

対応 定期的な広報紙での周知を行います

プラスチック製容器梱包は、間違った認識で分別されている場合が多いので定期的な広報紙への掲載や自治区回覧板での周知を行います。

(環境住宅課)

※なお、次ページにプラスチックごみの分別方法を掲載しています。

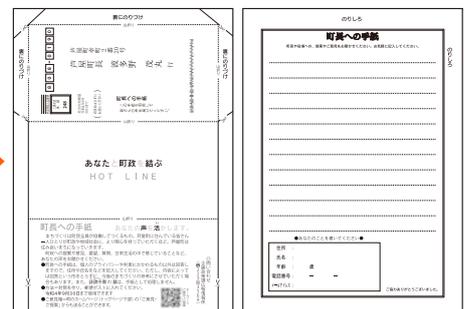
●町長への手紙やご意見箱は、町民の皆さんの声を町政に反映させるためのものです。まちづくりの提案や意見、日常生活の中で感じていることをお寄せください。

●町長への手紙やご意見箱は、必ず町長が目をとおり、個人のプライバシーや利害にかかわるもの以外は、差出人へ返事を送ります。できるだけ、名前と住所などを記入してください。なお、ひぼうちゅうしょう たぐい誹謗中傷の類は受け付けません。

▶町長への手紙（用紙）の設置場所
役場2階企画政策課、町民会館、中央公民館、山鹿公民館、芦屋東公民館

▶ご意見箱
芦屋町のホームページにある「ご意見・ご提案」から送ることができます。

今号に折り込んでいます
町長への手紙（水色）



ホームページの「ご意見・ご提案」も活用してっちゃ!



ペットボトル、プラスチック製品は「燃えるごみ」で出しましょう！



燃えるごみ



プラスチック製容器包装

◆ペットボトルの分別間違いが多発しています

ペットボトルは「燃えるごみ」です。施設や役場に設置している「拠点回収ボックス」で出すこともできます。

※ただし、ラベルとキャップは、「プラスチック製容器包装」で出してください。

【バケツや密封容器（タッパ）なども「燃えるごみ」へ】

◆次のごみも必ず「燃えるごみ」で出してください

・洗面器、バケツ ・食品などを入れる密封容器 ・弁当などに付属するスプーン、フォーク、ストロー ・プラスチック製のハンガー



・プラスチック製の文具類



※これらはプラスチック製であっても「燃えるごみ」です。

ごみは収集日当日の午前7時から8時までに出してください。
ネットがある所は、ごみをネットの中にきちんと入れてください。



プラごみを減らそう！

【未来のために プラごみ削減】

子どもたち、また、その次の世代の環境を守るために、プラスチックごみ（以下、プラごみ）をどのように減らすことができるのか、考えてみませんか。例えば、マイバッグやリユース容器を利用するだけでも少しずつ減らしていくことができます。



☑ こんなことがエコ

- マイバッグを持参し、不要なレジ袋をもらわない
- ペットボトルではなく、マイボトルを持って出かける
- プラスチック製ストローを使わない
- 詰め替え商品など、ごみが少なくなるものを選ぶ

▷問い合わせ 環境・公園係 (☎223-3538)

【選ぼう！プラスチック代替品】

2050年には海洋中のプラごみの量が海洋中の魚の量を超えと言われる、問題となっています。プラスチック代替品を選んで使うことで、プラごみを削減でき、環境負荷を減らすことにつながります。私たちの美しい地球を守るために積極的に代替品を選びましょう。

☑ プラスチック代替品とは

石油由来プラスチックに代わる、環境にやさしい製品の総称です。

- 紙、パルプモールド（段ボールや新聞の古紙を主原料としたもの）など
- 再生プラスチック
- バイオマスプラスチック（植物などの再生可能な有機資源を原料として作られたプラスチック素材）



私たちの手で支えあいの地域をつくる

▷問い合わせ 高齢者支援係
(☎223-3536)

地域での支えあいを重層的に進めましょう

全国的な傾向ですが、芦屋町でも高齢化が進んでおり、今では約3人に1人が65歳以上の高齢者です。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみで構成される世帯も増え続けています。これら高齢化などにより、自分だけでは解決できない生活上の困りごとが増えているため、住民同士の支えあいがいっそう重要になっています。

支えあいの活動や関わる人が増えていけば、よりたくさんの人を支えられるようになります。支えあいの活動にご協力をお願いします。



地域内での支えあいの活動

地域での支えあい活動の一つとして、「愛の福祉ネットワーク事業」があります。

この事業は、「住民同士での支えあいの地域づくり」を目指し、芦屋町社会福祉協議会が呼びかけをし、現在、10自治区が取り組んでいます。地域に暮らす住民が主体となり、①地域を知る ②地域の人を知りあう ③地域の人を見守る ④つなぎ・支えあうという4つを活動の柱として、支えあいの地域づくりを進めています。それぞれの活動内容は以下のとおりです。

①「地域を知る」活動	●「地域支えあいマップ」作りをとおして、地域の状況を把握します。
②「知りあう」活動	●七夕会、お月見、餅つきなどの季節の行事を通じて、住民同士の交流を深めます。
③「見守る」活動	●郵便物がたまっている、夜中にテレビや電気がついたままになっている、といった日常のちょっとした異常に目を配る見守り活動を行います。 ●地域の支えが必要な世帯を定期的に訪問し、困りごとがないか聞き取りを行います。
④「つなぎ・支えあう」活動	●相談を受けた時に関係機関につなぎます。 ●電球替えやゴミ出しなど、ちょっとした困りごとの手助けを行います。

町全体での支えあいの活動

町全体を範囲とする支えあい活動として、「あしや助けあい・支えあいの会（あしたの会）」などがあります。

あしたの会は、会員同士で支えあう仕組みで、「支援を受ける会員」を「協力会員」が支援します。設立から5年目を迎え、支援の数も増えてきています。

最近では、定期的なゴミ出しや室内の簡単な清掃などの依頼が増えています。このほか、デイサービスの送り出しやちょっとした話し相手など、一人暮らし高齢者の見守り活動などの支援も行っています。

支援を受けるためには、あしたの会に入会してください。

- 年会費 利用会員（支援を受ける人）500円、協力会員（支援をする人）500円、賛助会員（会の活動に賛同し金銭的に支援する人・団体）500円（1口）

- サポート料（支援を受ける際に必要です）10分100円

▷愛の福祉ネットワーク事業、あしたの会に関する問い合わせ 芦屋町社会福祉協議会（☎222-2866）

高齢者虐待をなくそう

●高齢者虐待をなくすために

高齢者（65歳以上）虐待は、養護者（世話をする人）が「虐待をしている」という自覚なく行っていることが多いです。養護者が「高齢者のために」と思って行っていることが虐待になっていることもあります。高齢者が尊厳を持って安心して暮らすために、高齢者やその家族を支援し、虐待をなくしていきましょう。

●高齢者虐待のサインの例

- 身体に小さな傷がひんぱんにみられる
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない



- 住居が極端に不衛生だったり、異臭がしたりする
- 寝具や衣服が汚れたままのことが多い



- 「家にいたくない」などの訴えがある



- 急におびえたり、恐ろしかったりする



- 年金や財産収入があるのに「お金がない」と訴える



- 養護者から高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばある

- 養護者が高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする

- 家から高齢者や家族の怒鳴り声や悲鳴などが聞こえる

- 訪問しても高齢者に会わせてもらえない、または会おうとすると養護者から嫌がられる



●地域で高齢者を見守りましょう

全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりに取り組んでいくことが大切です。高齢者や介護をしている人たちが孤立しないように温かく見守り、支え合っていきましょう。

また、介護のことを誰にも相談できずに自分だけで悩んでいませんか？

ささいなことでも相談することで、高齢者に医療や介護サービスなどの適切な対応を行うことができ、介護負担も軽くなって、虐待の深刻化を防ぐことにつながります。介護は長期にわたるため、家族だけでは限界があります。無理をせず、さまざまなサービスや制度を利用して介護負担を減らすようにしましょう。また、「虐待かもしれない」と思った場合も相談してください。秘密は守られますので安心してください。



▶問い合わせ 芦屋町地域包括支援センター（役場福祉課内）
（☎ 2 2 3 - 3 5 8 1）

12月3日^土～9日^金は 障害者週間です

▷問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎223-3530)

★障害者週間

障害者週間とは、障がい者の福祉への関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会や経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

「障がい」は、その人の体や心にある「機能の障がい」と「社会的障壁」の両方で作り出されています。障がいを正しく理解し、日常生活や社会活動のなかでサポートすることで、障がいのある人たちの社会参加の機会が広がります。一人ひとりが障がいについての知識を深め、物理的・心理的なバリアをなくしていくことが大切です。

芦屋町では障害者週間にあわせて、芦屋町図書館内に関連図書コーナーを設置し、障がい者に関する啓発を行います。

※社会的障壁とは、障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで妨げとなるような、制度や偏見などです。

★芦屋町障がい者差別解消条例を知っていますか

この条例は、平成28年に施行された障害者差別解消法を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し、支え合いながら暮らせる町になることを目指して、平成31年3月に制定されました。条例では、障がいを理由とする差別を「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」と定義し、差別の解消に向けて次のことを定めています。

●不当な差別的取扱いの禁止

障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、場所や時間帯などを制限すること、条件を付けることなどの行為が禁止されています。

●合理的配慮の提供

障がいのある人から、何らかの対応や配慮をしてほしいという意思が伝えられた場合に、個別に調整をすることです。近くに困っている人がいたら、声をかけてください。私たち一人ひとりが障がいを正しく理解し、障がい者差別のない町を目指しましょう。



★みんなで障がい者虐待を防ぎましょう

障がい者の虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どこでも起こりうる問題です。虐待をしている人の側に、それが虐待であるという認識がない場合があります。また、虐待をされている人が、虐待を受けていると認識できずに、自分から被害を訴えられない場合があります。そのため、周囲の人がこの問題を認識し、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待かどうかの判断が難しい場合でも「何か困っているようだ」「様子がいつもと違う」といった“気付き”でもよいので、何かあれば情報をお寄せください。早めの気付きが問題の深刻化を防ぐきっかけになります。なお、通報や届け出をした人の情報は守られます。

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会 …… ☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館 …… ☎ 223-1892
町民会館 …… ☎ 223-0731	芦屋東公民館 …… ☎ 222-1981
芦屋中央病院 …… ☎ 222-2931	総合体育館 …… ☎ 222-0181
中央公民館 …… ☎ 222-1681	芦屋釜の里 …… ☎ 223-5881
図書館 …… ☎ 223-3677	芦屋歴史の里 …… ☎ 222-2555

年末年始の救急医療はこちらへ

急いでいても忘れずに

健康保険証、高齢受給者証、医療証（ひとり親家庭等・子ども・重度障害者）、または診療依頼書（生活保護世帯）

●内科と小児科

▽とき 12月31日(日)～令和5年1月3日(火)・午前9時～11時30分、午後1時～4時30分
※ただし、令和5年1月1日(日)は正午～午後4時30分

▽ところ 遠賀中間休日急病センター（遠賀町大字尾崎・おんが病院内）☎282・9919

※乳幼児の診療は、専門外の医師が担当する場合があります。必ず電話で問い合わせてください。

●歯科

▽とき 午前10時～午後5時

▽当番医院 12月29日(日) 中村歯科医院（中間市中鶴）☎45・0830、30日(月) 田中歯科医院（中間市通谷）☎244・9063、31日(火) 加来歯科医院（中間市中間）☎244・0134

1日(火) 三宅歯科医院（中間市通谷）☎246・1181、2日(水) なかむら歯科クリニック（岡垣町海老津駅前）☎283・0338、3日(木) 仲道歯科医院（水巻町頃末南）☎201・1233

※受診前に当番医院に電話で問い合わせてください。

●電話での問い合わせ制度

夜間の急な病気などに適切な助言を行います。

▽相談時間 日～日 午後6時～午後10時、日・祝日 午後5時～午後10時
▽電話番号 282・9919（遠賀中間休日急病センター）

●救急車？病院？迷ったら！

#7119

看護師が24時間365日体制でアドバイスや最寄りの医療機関の案内を行います。福岡県救急医療電話相談・医療機関案内を活用してください。

▽とき 24時間年中無休
▽電話番号 #7119 または、(092) 471・00

99（福岡県救急医療情報センター）

※重症時は迷わずに119番へ連絡してください。

●小児救急医療電話相談

子どもが急な病気やケガで心配なとき、相談してください。

▽とき 平日 午後7時～翌朝7時、日 午前7時～翌朝7時
▽電話番号 #8000 または、(092) 731・4119（福岡県小児救急医療電話相談）

●Q助（全国版救急受診アプリ）

急な病気やけがをしたとき、該当する症状を画面上で選択していくと、緊急度に応じた適切な対応が表示されます。事前にアプリをダウンロードしておくと、安心です。ホームページには更に詳しい情報を掲載しています。



町ホームページ



Q助アプリ

▽問い合わせ 健康づくり係 ☎223・3533

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、変更・中止となる場合があります。

年末年始

まちの施設の休み

- 役場、町民会館、各体育施設
- ▽ 期間 12月29日(金)～1月3日(火)
- 中央・山鹿・芦屋東の各公民館、図書館、ギャラリーあしや
- ▽ 期間 12月29日(金)～1月3日(火)
- 芦屋釜の里、芦屋歴史の里
- ▽ 期間 12月28日(木)～1月3日(火)
- ボランティア活動センター
- ▽ 期間 12月28日(木)～1月3日(火)

年末年始のごみと尿の収集を休みます

● ごみの収集

12月31日(土)～
1月3日(火)は
休みます。



● リレーセンターへの自己搬入

12月29日(金)・午後4時30分まで受け付けます。

※12月30日(土)～1月3日(火)は搬入できません。

● 粗大ごみ受付センター 12月29

日(火)～1月3日(火)は休みます。

● し尿の収集 12月29日(金)～1月3日(火)は休みます。臨時収集を希望する人は、12月20日(火)までに、収集業者へ直接申し込んでください。

【収集業者連絡先】

- 芦屋地区Ⅱ(有) 環整 (☎223・0402) 山鹿地区Ⅱ(有) 大洋社 (☎293・3331)
- ▽ 問い合わせ ごみ収集Ⅱ環境・公園係 (☎223・3538)、し尿収集Ⅱ下水道係 (☎223・3549)
- ※ 年始のごみ収集日は、広報あしや1月号(12月21日(火)から配布)に折り込まれる「1月の情報カレンダー」で確認してください。

交通機関の年末年始ダイヤ

- ▽ 期間 12月29日(金)～1月3日(火)
- 北九州市営バスⅡ休日ダイヤで運行
- 芦屋タウンバスⅡ土休日ダイヤで運行
- 芦屋町巡回バスⅡ運休
- ▽ 問い合わせ 北九州市営バスⅡ北九州市交通局向田営業所(☎691・0131)、芦屋タウンバス、芦屋町巡回バスⅡ地域振興・交通係(☎223・3539)

健康

みんなで元気になろうや！講座 「高血圧予防のポイント」

高血圧は脳梗塞や虚血性心疾患、慢性腎臓病などの原因になります。高血圧とは、どんな病気なのか、予防のポイントなどを学びましょう。

▽ とき 12月27日(火)・午前9時30分(9時15分から受け付け)～午後1時

▽ ところ 中央公民館4階

▽ 内容 高血圧の話、減塩食の試食

▽ 対象 町内に住んでいる人

▽ 定員 15人

▽ 参加費 無料

▽ 持ってくるもの 健診結果表、筆記用具

▽ 申し込み 12月20日(火)までに、健康づくり係(☎223・3533)へ

からだ、ゲンキ！教室 新規参加者募集(初年度無料)

健診結果やおなかまわりが気になる人や週に1回でも運動にチャレンジしたい人はいませんか。一緒に楽しく運動して、健康になるための教室です。気持ちよく体を動かし、メタボを解消しましょう。

▽ とき 毎週(火)・午前10時～11時

30分(祝日を除く)

- ▽ ところ 町民会館
- ▽ 内容 ストレッチ、リズム体操、筋力トレーニングなど
- ▽ 対象 芦屋町国民健康保険加入者で、令和4年度に若者健診または特定健診を受診する人
- ※ 医療機関に通院中の人は、医師の許可(意見書)が必要です。
- ▽ 定員 20人程度
- ▽ 参加費 無料(2年目からは有料)
- ▽ 持ってくるもの 運動ができる服装、室内運動シューズ、タオル、水分補給の飲み物
- ▽ 問い合わせ 健康づくり係(☎223・3533)

健康優良家庭を表彰します

芦屋町では、国民健康保険に加入している世帯の被保険者全員が1年間医療機関などを受診しておらず、国民健康保険税に滞納がないなどの要件を満たした世帯を、健康優良家庭として表彰しています。

令和3年度の健康優良家庭に該当する世帯主に対して、12月上旬に記念品を贈ります。

今後、健康を保持していただき、活用し、健康を保持してください。

▽ 問い合わせ 保険年金係(☎223・3532)



子育て・相談

ハロー！Baby教室に
参加しませんか

赤ちゃんを迎えるための教室です。楽しく子育ての勉強をしませんか。



▽とき 12月11日(日)・午前9時15分(9時から受け付け)〜午後0時30分ごろ

▽ところ 中央公民館4階

▽内容 助産師による赤ちゃんを迎えるための話、風呂の入れ方(実習)、マタニティヨガ、パパの妊婦体験、栄養士による妊娠中の栄養の話

▽対象 妊婦とそのパートナー

▽参加費 無料

▽持つてくるもの 母子健康手帳、母子健康手帳副読本、筆記用具、バスタオル

▽申し込み 12月7日(日)までに、健康づくり係(☎2223・3533)へ

無料法律相談

▽とき 12月20日(日)・午後1時30分から

▽ところ 役場2階

▽定員 6人(事前申し込み先着順)

▽相談時間 1人約30分

※申し込みは、一つの相談内容につき1回までです。また、複数人で申し込みはできません。

※遅れるときや相談の取り消しをするときは、必ず連絡してください。※相談の内容に応じて、契約書などの関係書類(写しでも可)を持参してください。

▽申し込み・問い合わせ 12月1日(日)から庶務係(☎2223・3572)へ

人権生活相談

人権に関することや生活、就職、進学などの相談に応じています。

【定例相談】

◎12月1日(日) 橋本求 相談員

◎12月15日(日) 土肥孝明相談員

※時間は、いずれも午後2時〜4時

▽ところ 中央公民館

【定例日以外】直接、相談員に連絡してください。

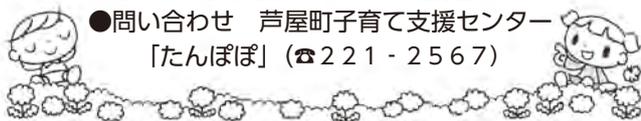
◎橋本相談員(幸町8番18号 ☎223・3203)
◎土肥相談員(浜口町4番12号 ☎222・0044)



たんぽぽコーナー

対象は、就学前の子どもと保護者です。

●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」(☎221-2567)



12月の日曜開館日 4日・18日

♥栄養の話 (5組限定)

▷とき 12月1日(日)・午前10時〜11時
※11月24日(日)から予約開始

♥にこにこ絵本

▷とき 12月5日(日)・午前11時〜11時30分

♥クリスマス会 (10組限定)

▷とき 12月7日(日)・午前10時〜11時
※11月30日(日)から予約開始
※イベントのため、午前中入館は予約者のみ

♥赤ちゃんの(0歳〜1歳)クリスマス会(5組限定)

▷とき 12月8日(日)・午前10時30分〜11時
※12月1日(日)から予約開始

♥絵本タイム

▷とき 12月16日(日)・午前11時〜11時30分

♥育児相談

【ほほえみ相談】小児専門の臨床心理士による相談

▷とき 12月7日(日)・午前10時〜正午

▷ところ 中央公民館

※予約は町内に住んでいる人のみです。

【離乳食の日】(5組限定)

栄養士による栄養指導と進め方相談

▷とき 12月13日(日)・午前10時30分〜11時30分

※12月6日(日)から予約開始

※実際には食べませんが、家庭で作った離乳食や市販のベビーフードの形状や種類などのアドバイスをします。

【たんぽぽ相談】保健師・栄養士による相談

12月の相談日はありませんが、気になることがあれば、気軽に電話をしてください。

※次回は、令和5年1月10日(日)です。

みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 12月21日(日)・午前10時〜正午

▷ところ 山鹿公民館

※たんぽぽスタッフが絵本やおもちゃを用意して待っています。

特設人権相談

人権や法律の問題で困っている人は気軽に相談してください。



▽とき 12月8日(金)・午後1時30分～3時30分

▽ところ 中央公民館

▽相談内容 家庭、相続、登記、戸籍、金銭、いじめ・不登校の人権問題など

▽相談員 人権擁護委員

▽相談料 無料

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎223・3530)

※事前に相談内容を連絡してください。

募集

会計年度任用職員募集

■事務補助員(課税係)

▽任期 令和5年

1月18日(金)～3

月31日(金)

※勤務成績が良好

で、同職種があ

る場合に、更新

されることがあ

ります(ただし、令和5年7月



13日(金)まで。

▽募集人数 4人程度

▽業務内容 確定申告の受け付け補助、賦課資料の整理、納税通知書の封入など

▽勤務時間 ①午前8時30分～午後4時30分 ②午前9時～午後5時(どちらも休憩60分)

▽勤務形態 団(金)のうち、シフト制(4人程度による交代勤務)

▽報酬 日給6331円

▽保険 社会保険なし、雇用保険あり

▽採用条件 パソコン操作ができる人

▽試験内容 個人面接

※日程は担当課より連絡します。

▽申し込み・問い合わせ

申込書に必要事項を記入のうえ、

12月16日(金)・午後5時15分まで

に人事係(☎223・3574)

へ提出(必着)

※申込書は、総務課窓口で配布、

または町のホームページからダウンロードできます。

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は応募できません。

※会計年度任用職員は、一般職として地方公務員法の各規定(守

秘義務、職務専念義務、懲戒処分など)が原則適用になります。

園児を募集します



令和5年4月からの保育所(園)・認定こども園(保育利用)の新規申し込みを受け付けます。

▷受付期間

一次申し込み=12月1日(金)～1月10日(金)

二次申し込み=1月11日(金)～2月28日(金)

※一次申し込みをした人が優先です。

※2月・3月に入所を希望する場合の申し込み期限は令和5年1月10日(金)です。

▷入所対象 3カ月児から

▷入所要件 ①同居の家族が仕事などで保育ができない家庭 ②出産や病気、介護、看護などで保育ができない家庭など

▷提出書類

①施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定申請書

※世帯全員のマイナンバーの記載が必要です。

②保育利用申込書

※0歳児は母子健康手帳の写しが必要です。

③マイナンバー確認書類と身元確認書類(保護者1人分)

④保育を必要とする証明書類(所属する会社の雇用証明書など)

⑤令和4年1月1日に芦屋町に住んでいない場合は、その時点の居住地での所得課税証明書

※提出書類の様式は健康・こども課窓口で配布しています。また、町のホームページからダウンロードできます。

※事前に入所を希望する施設の見学を済ませたうえで、申し込んでください。施設見学は各施設に直接申し込んでください。

※町外の保育所、認定こども園(保育利用)を希望する場合も、芦屋町役場で手続きをしてください。

▷申し込み・問い合わせ 子育て支援係 (☎223・3537)



募集

令和5年度航空自衛隊 芦屋基地のモニター募集

基地諸施策の改善と向上のため、基地の行事や研修に参加し、航空自衛隊や芦屋基地に対する意見を提出するモニターを募集します。



航空自衛隊芦屋基地

- ▽対象 20歳以上（国会議員、常勤公務員は除く）で、防衛問題や自衛隊に関心があり、公正で建設的な意見を述べることが出来る人。また、平日を含む行事や研修（年間10回程度）に参加できる人
- ▽期間 令和5年4月～令和6年3月
- ▽募集人数 10人
- ▽応募方法 往復はがきに、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、生年月日、職業、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、応募理由を記入のうえ、12月23日（必着）までに応募してください。
- 【宛先】〒807・0133 福岡県遠賀郡芦屋町芦屋1455
1 航空自衛隊芦屋基地 基地

渉外室「令和5年度芦屋基地モニター」係

※発表は、返信用はがきの発送で行います。

※個人情報取り扱いは、十分注意し管理します。

▽問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地 渉外室（☎223・0981 内線344）

令和4年度芦屋町ブランド認定商品を募集します



令和3年度ブランド金賞「芦屋釜最中」

芦屋町では、町の豊かな自然や文化などに育まれてきた素材や優れた技術から生み出された商品の魅力を町内外へ発信するため、芦屋町ブランド認定制度を行っています。令和4年度の認定対象となる

商品を集めます。また、ブランド認定された商品の中から金賞を選定します。

▽募集商品 芦屋町内事業者により生産された商品または芦屋町産の原材料が含まれた商品

▽募集期間 11月25日（金）～12月23日（金）

▽応募方法 芦屋町ブランド認定申請書に記入のうえ、郵送（〒807・0198（住所記入不要）商工観光係）または持参（産業観光課窓口）して提出してください。

※申込書は、産業観光課窓口、芦屋町商工会、芦屋町観光協会に配布しています。また町のホームページからダウンロードできます。

▽結果通知 令和5年2月ごろに結果を通知します。

▽問い合わせ 商工観光係（☎223・3542）

お知らせ

町・県民税の申告に関するお願い

令和3年中の収入申告をしていない人に対して、申告ハガキを送付しますので、次のものをそろえて、申告の手続きをお願いします。

広告

広告

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎093-967-0555

結婚相談所 ムスベル

古い戸籍をたどり、家系図を作成します

- ▶家系の記録を残すために
- ▶ご両親へのプレゼントに
- ▶相続手続きのために



家系図の窓口：093-642-6033

不在時は留守電に伝言をお願いします、おかけ直しいたします
八幡西区黒崎二丁目 10-14 ヤマガタビル 1階

夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。

【ジェット機】

▷とき 12月12日(月)・13日(火)の日没～午後9時ごろ (予備日＝14日(水)・15日(木)・19日(月)・20日(火)・21日(水))

【救難ヘリコプター・救難捜索機】

▷とき 毎週(月)・(火)の日没～午後9時ごろ

※天候不良の場合(水)・(木)が予備日です。

▷問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室 (☎223-0981内線254)

除菌効果が期待できる 酸性電解水を無償配布中

新型コロナウイルス感染症対策として除菌効果が期待できる酸性電解水の無償配布を行っています。

とき	ところ
平日・午前8時30分～午後5時15分	役場 総合案内横
12月18日(水)・午前10時～午後4時	芦屋東公民館、山鹿公民館

▷配布量 1世帯あたり1リットル程度

▷持ってくるもの ペットボトル容器など

※紫外線で酸性電解水の効果が弱まるので、遮光性の容器が適しています。

▷保管方法など 容器に必ず日付と酸性電解水と明記し、紫外線が当たらない涼しい場所で保管する。

▷使用方法 除菌したい場所の汚れを落としてから使用する。酸性電解水を布巾などに十分に含ませて拭くなど。

※詳しくは、ホームページを確認してください。



▷問い合わせ 庶務係 (☎223-3572)

なお、来庁が困難な場合は問い合わせてください。

▽とき 12月28日(木)まで (土日を除く)

▽ところ 税務課窓口

▽持ってくるもの

●申告ハガキ

●所得の内容がわかるもの (源泉徴収票など)

●事業所得などがある人は経費がわかるもの (帳簿、領収書など)

●生命保険、地震保険などの控除証明書

●障害者手帳など (交付を受けている人のみ)

▽問い合わせ 課税係 (☎223-3534)

医療費通知を発送します

芦屋町国民健康保険では、2か月に1回 (奇数月の月末)、世帯主へ医療費通知を発送しています。また、この医療費通知は、確定申告 (医療費控除) の際、添付することで「医療費控除の明細書」の明細欄の記載を省略することができます。ただし、令和4年12月診療分は医療機関などの領収書を基に「医療費控除の明細書」を作成する必要がある。

療費控除の明細書」を作成する必要があります。

令和5年1月以降の医療費通知発送月一覧	
診療年月	発送年月
4年10月～11月	5年1月末
4年12月～5年1月	5年3月末
5年2月～3月	5年5月末

▽問い合わせ

医療費通知に関すること⇨保険年金係 (☎223-3532)、確定申告に関すること⇨課税係 (☎223-3534)

広告

あしや移動スーパー Doo

Doo は、肉・魚・野菜・惣菜・加工食品・調味料・パン・菓子などの食料品と、トイレトペーパーや洗剤などの日用品を軽トラックで販売します。芦屋町内の軽トラックが停められる場所であれば行きます。ご近所の皆さんと相談して希望曜日と時間を連絡してください。定期的に伺います。

Doo good 080-2576-1716 (重岡・廣田)



広告



お知らせ

選挙管理委員会からの
お知らせ

1 明るい選挙啓発ポスター・標語
作品展示

明るい選挙を呼びかけるためのポ
スターと標語作品を展示します。

▽とき 11月30日(日)まで(平日のみ)
▽ところ 役場1階ロビー

2 寄付禁止のルールを守りましよう
公職選挙法

に基づき禁止
されている行
為があります。

有権者と
政治家の両方
に関わるので、知らず知らずのう
ちに禁止行為をしないように気
をつけましよう。



■ 政治家からの寄付禁止と有権者
の寄付勧誘や要求の禁止

政治家(候補者、立候補しよう
とする人、現に公職にある人)が

選挙区内の人に金銭や物を贈るこ
とは禁止されています。また、有
権者が政治家に対して寄付を求め
ることも禁止されています。

■ 年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家が選挙区内の人に対して、
年賀状などのあいさつ状を出すこ

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 の対象者に確認書を発送します

電力・ガス・食料品などの価格高騰による家計への負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和4年度の住民税非課税世帯)と家計急変世帯(令和4年度は住民税課税世帯であるが現在の収入が非課税相当分である世帯)に対して、1世帯あたり5万円を給付します。



▷対象世帯

①住民税非課税世帯 令和4年9月30日に芦屋町に住民登録があり、世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯 ①以外の世帯のうち、申請時点で芦屋町に住民登録があり、令和4年1月から12月までに予期せず家計が急変し、①と同様の事情にあると認められる世帯

※①②ともに住民税均等割が課税されている者の扶養親族などのみで構成する世帯は対象外



▷手続き

11月下旬に対象世帯の世帯主に確認書を送付しますので、内容を確認し、返送してください。期限内に返送がない場合は給付ができませんので注意してください。

※上記②の人は、期限内に申請が必要ですので、問い合わせてください。

▷申請・返送期限 令和5年1月31日(日)

※当日消印有効

▷問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎223-3530)

とは禁止されています（自筆の答
礼を除く）。

▽問い合わせ 芦屋町選挙管理委員
会（住民課内 ☎223・3531）

平日忙しい人のための マイナンバーカード休日窓口

平日、マイナ

ンバーカードの
受け取りや申請
ができない人の
ために、次の日
程で休日窓口を
開設します。こ
の機会にマイナ
ンバーカードを
持って活用して
みませんか。

※急ぎよ中止に
なる場合は、
ホームページ
に掲載します。

▽とき 12月10日 日、午前8時30
分～正午

▽ところ 住民課窓口
▽持ってくるもの

【申請】 申請書（ない場合は役
場で交付）、申請書貼付写真（な
い場合は、申請時に無料で撮影）
、通知カード、本人確認書類、住
民基本台帳カード（持っている
人のみ）



マイナンバー休日
窓口ホームページ

【受け取り】 交付通知書、通知

カード、本人確認書類、住民基本
台帳カード（持っている人のみ）

※本人確認書類は、公的機関が発
行した免許証などの顔写真付き
は1点、健康保険証などの顔写
真がないものは2点必要です。

※手続きは本人のみできます。

※マイナポイントの申し込み支援や
証明書の発行、転入・転出の異
動の受け付けなどは行いません。

▽問い合わせ 住民係（☎223
・3531）

マイナンバーカードの受け 取りを忘れていませんか

マイナンバーカードを申請した
人でカードを受け取っていない人
がいます。申請したカードは、受
け取り期限を過ぎても役場で保管
しています。

役場で保管しているカードは、
現在、国が行っているマイナポイ
ント事業の対象です。

カードの受け取りが済んでいな
い人はお早めに住民課窓口まで受
け取りに来てく
ださい。

▽問い合わせ

住民係

（☎223・
3531）



マイナポイント
ホームページ

高齢者生活応援給付金の申請は済んでいますか

町では、新型コロナウイルス感染症対策の長期化や、物価高騰などの影
響を受け、外出機会が減ったことなどにより心身への損害が生じている高
齢者の生活を支援するため、高齢者一人につき2万円の高齢者生活応援給
付金を給付しています。

まだ申請が済んでいない人は、忘れずに申請をお願いします
ます。詳しくは、町のホームページを見るか、問い合わせ
てください。

また、申請書類の不備により、まだ給付を受けていない
人には電話、手紙でお知らせしていますが、心当たりのあ
る人は問い合わせてください。

▷給付金申請期限 12月15日 日 まで

▷問い合わせ 高齢者支援係（☎223・3536）



町ホームページ



みんなの ねんきん

社会保険料控除証明書が 届きます

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されます。手元に届いたら、大事に保管し、年末調整や確定申告に使用してください。令和4年中に納付したものであれば、過去の年度分や追納した保険料もすべて社会保険料控除の対象になります。

① 11月上旬に送られてきた人

令和4年1月1日～9月30日の間に保険料を納付した人

② 令和5年2月上旬に送られてくる人

令和4年10月1日～12月31日の間に今年初めて保険料を納付した人

マイナポータルとねんきんネットの認証連携手続きが済んでいる場合、マイナポータルでも社会保険料控除証明書の電子データを取得できます。

※なお、自分の保険料だけでなく、配偶者や子どもなどが負担すべき保険料も支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する相談は、「ねんきん加入者ダイヤル」に問い合わせてください。

▷ 問い合わせ ねんきん加入者ダイヤル
(☎0570-003-004)

お知らせ

歴史探訪バスツアー

「門司港レトロ口と大連航路」

今回は、北九州北部の港と歴史を巡る旅、門司港を探訪します。

▽とき 12月17日(土)・午前7時50分まで
に役場玄関前集合

▽見学先 門司港レトロ口、旧大連航路上屋

▽対象 町内に住んでいるか勤務している人

※中学生以下は保護者同伴

▽定員 10人(事前申し込み先着順)

▽参加費 225円(資料代、保険料)

※別途昼食代が必要です。

▽事前研修 12月10日(土)・午前10時～11時(事前研修参加は必須)

▽申し込み 11月29日(土)～12月4日(日)・午前9時～午後5時に芦屋歴史の里(☎222・2555)へ

※月曜日は休館です。

ウクライナ人道危機救援金 支援ありがとうございます

ウクライナでの人道

危機対応やウクライナ

からの避難民を受け入



れる周辺国とそのほかの国々での救援活動を支援するため、救援金を受け付けています。

住民の皆さんのご協力により、10月28日までに31万7949円の救援金が集まり、この救援金を日本赤十字社に送付しました。

また、受付期間を延長し、引き続き救援金箱を設置しています。皆さんのご協力をお願いします。

▽受付期間 令和5年3月31日(金)まで

▽設置場所 役場1階総合案内、2階総務課窓口

▽問い合わせ 庶務係(☎223・3572)

年末の交通安全運動 12月11日(日)～31日(土)

▶ 問い合わせ 地域振興・交通係 (☎223-3539)

交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を目的に、12月11日(日)～31日(土)県下一斉に交通安全運動が行われます。

一人ひとりが交通ルールや交通マナーを守ることの大切さを理解し、自分の命は自分で守る意識を身につけましょう。

▷ 重点項目 飲酒運転撲滅、子どもと高齢者の交通事故防止、自転車の安全利用の推進

【飲酒運転ダメ！絶対！】

飲酒運転は**犯罪**です。

「飲酒運転は、絶対しない、させない、許さない。そして、見逃さない」ことを徹底しましょう。

飲酒運転を見かけたら、**迷わず110番通報**しましょう。



必ず、あなたの役に立つ 戸別受信機を設置しましょう★

■ 戸別受信機とは

- 戸別受信機は、災害時の避難情報や町からの重要な緊急情報を受信する機器で、町からの情報だけではなく、住んでいる自治区からの情報も配信される便利な機器です。まだ、箱から出していない人は、設置をお願いします。

■ 電源（コンセント・電池）の接続

戸別受信機の電源は、普段は AC アダプターを接続し、家庭用コンセント（コンセント）から取ってください。電池は停電時に使用しますので、必ず入れておいてください。

- コンセントに接続していても、乾電池は自然消耗します。また、コンセントに接続せずに電池だけで使用すると、2、3 日程度で電池がなくなります。
- 電池がなくなった場合（電池を入れていない場合も）は、受信機右上の「電池」のランプが赤く点灯するので、電池を交換してください。
- 液漏れによる故障などを防ぐためにも、電池は 1 年に 1 回は交換しましょう。
- コンセントに接続せず、電池もなくなった場合、これまで受信していたメッセージが消去されますので、電池交換は、コンセントに接続したまま行いましょう。
- 電池は、「+」「-」を正しい向きで入れましょう。間違えると液漏れを起こし、出火の原因になってしまいます。

■ 受信の確認

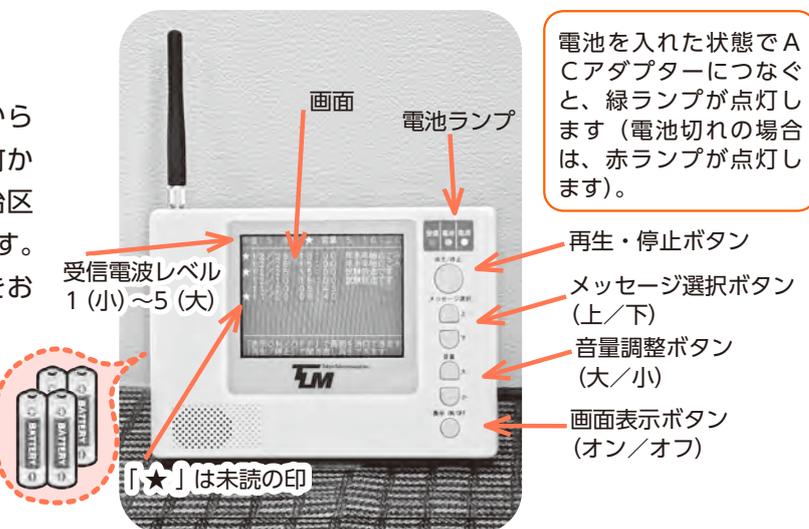
- 戸別受信機は、画面表示を「オン」にしておきましょう。「オン」にしておくと、情報を受信しているかがわかります。画面表示を「オフ」にすると、受信を確認できなくなります。
- 受信し、読んでいない情報には、「★」印が付いています。「再生・停止」ボタンを押して、内容を確認しましょう。
- 音量は、機器の右側下段の音量調整用の「大」「小」ボタンで調整できます。

■ 戸別受信機は町からの貸与品です

- 戸別受信機は、町からの貸与品です。大切に扱ってください。芦屋町から転出する場合は、必ず総務課に返却してください。また、一人暮らしの人が亡くなった場合も返却が必要です。
- 町内で転居する場合は、転居先の自治区の情報を受信できるよう、設定を変更しますので、総務課に戸別受信機を持ってきてください。

▷ 問い合わせ 戸別受信機に係る全般のこと＝庶務係（☎ 2 2 3 - 3 5 7 2）

戸別受信機の機器や使用方法＝防災ラジオコールセンター（24 時間対応 年中無休）（☎ 0 1 2 0 - 3 8 8 - 2 8 0）

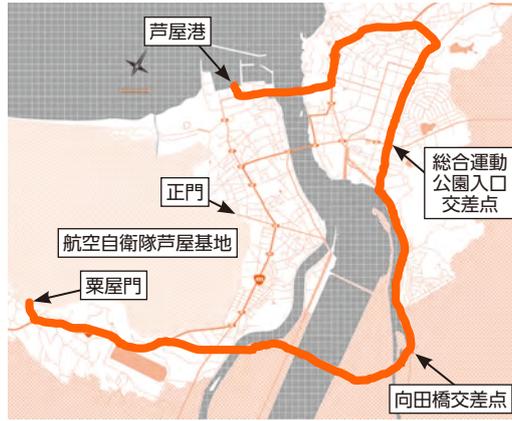


注意



お知らせ

芦屋基地滑走路延長に伴う
土砂搬入を行います



航空自衛隊芦屋基地の滑走路延長に伴う飛行場の造成工事、擁壁工事、外周道路整備工事、樹木伐採などの工事を行います。

工事に伴う入出門は、12月から栗屋門の使用を予定し、午後5時以降の出門は正門を原則とします。※造成工事に伴う土砂は、10トンダンプトラックで栗屋門から搬入します（1時間あたり10台程度）。入出門、搬入ルートでの走行にあたっては、安全に十分配慮し通行します。ご理解とご協力をお願いします。

▽土砂搬入期間 12月～令和5年8月31日(予定)

※天候などにより工事時期の変更の可能性もあります。

▽作業時間 原則午前8時30分～午後5時

※造成工事の一部は、午後8時～午前6時の夜間工事になります。※原則として日曜日は作業を行いません。

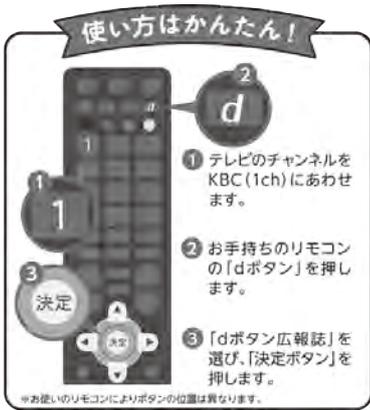
▽問い合わせ 九州防衛局調達部 土木課 (☎(092) 483・8827)

dボタン広報誌で町の情報を確認できます

地上デジタルテレビのデータ放送を活用した広報を行っています。

災害時の緊急のお知らせや、新型コロナウイルス感染症に関する情報などを見ることが出来ます。

▽問い合わせ 広報情報係 (☎23・3569)



選べる出前講座 50種類以上

講座メニューの中から皆さんが聞きたい内容を選んでください。町職員が話をお届けします。

▷メニュー配布場所 役場2階企画政策課窓口、中央・芦屋東・山鹿公民館、町民会館

▷対象 原則として町内に在住、在勤する5人以上の団体やグループ

▷申し込み 開催日の20日前までに広報情報係(☎223・3569)へ申込書を提出

アッシー着ぐるみ無料貸し出し

▷対象 町内の団体・企業、公共的団体など

▷注意 町が特定の個人、政党、宗教団体を支持していると誤解が生じる場合や、雨天時の屋外では使用できません。

▷申し込み ホームページにある借用申請書を提出

▷問い合わせ 広報情報係(☎223・3569)



編集後記

▼今年は3年ぶりにあしや砂像展が開催されました。毎日多くの皆さんが来場され大盛況でした。「人の顔がリアルですごい!」「動物の肌を感じや乗り物の細かいところまで表現されていて砂で造ったとは思えない!」などいろいろな声を聞いていると、あらためて砂像は素晴らしいものだと感じています。会場中央には陸蒸気の砂像が造られており、まるで汽車に乗っているかのように撮影できました。会場で撮影した人は来年の年賀状に使ってはどうか。(手塚)

▼砂像作家の皆さんと園児たちがあしや砂像展の開催を祝福しているような明るい表紙ができました。砂像展の詳しい内容は次の1月号で報告します。砂像展は終わりましたが、現在、芦屋釜の里で「芦屋釜と博多釜・山鹿家史料にみる文様の美」が12月4日まで開催中です。美しい筆運びのデザイン画は、躍動や静寂などを感じさせるすてきなものです。また、芦屋歴史紀行でも紹介されている「芦屋かるた」も芦屋歴史の里で企画展が12月25日まで開催中です。大きな絵札のかるたと解説で芦屋町の魅力を再認識できます。ぜひ足を運んでみてください。(鍛守)

芦屋歴史紀行

その三百十九

芦屋かるた

町制施行130周年記念「芦屋かるた」で、新しくなった札を紹介いたします。

芦屋町人と自然に歴史秘め

「あ」の句は巻頭を飾る大事な札です。120周年版の「芦屋かるた」の絵札「あ」は「芦屋町 大還暦の祝い年」でしたが、大還暦は120歳の祝を表すため、新句としました。今回の「あ」の絵



札は、美しい自然景観としての洞山と神話上の人物神功皇后が登場し、詠み句と合ったものができあがりました。

手に取りて見れば化石のペンギンモドキ

山鹿の海岸部は化石が多く見つかることで有名です。地層名も芦屋層群といい、学術的にも貴重です。ペンギンモドキはこの地層の代表的な鳥で、首の長いペンギンのような姿です。飛ぶのではなく水中を自在に泳いでいました。特徴的なこの鳥は、資料館のマスコットキャラクターとしても活躍しています。



芦屋かるた販売中

▽販売場所 芦屋歴史の里、芦屋釜の里、中央公民館3階事務室
 ※各施設、月曜日は休館です。
 ※芦屋歴史の里と芦屋釜の里は、月曜

祝日の場合、その翌日が休館です。
 ▽販売時間 午前9時～午後5時
 ▽価格 1箱1000円(税込み)
 ▽問い合わせ 芦屋歴史の里
 (☎2222・2555)

くろがねの霞地帰る釜の里

中世芦屋で生産され、茶人に慈しみをもって愛玩された国指定重要文化財「芦屋霞地真形釜」が、約600年ぶりに芦屋の地に里帰りしたことを記念した句です。



名を背負う芦屋鑄物師の心意気

「真形」と呼ばれる端正な形と、胴部に表わされる優美な文様は、京の貴人たちに好まれ、垂涎の的となりました。その製作は江戸時代初期ごろに途絶えますが、現代の茶席でも芦屋釜は至高の存在です。その評価は今なお高く、国指定重要文化財の茶の湯釜9点のうち8点を芦屋釜が占めています。この名高い名器を現代に甦らせるべく、芦屋鑄物師を養成・支援する試みを続けています。この壮拳を担う芦屋鑄物師の心意気を詠んだ句です。



源平の戦に馳せた名将秀遠

山鹿秀遠は、平家物語では九州一の弓の名手と謳われ、壇ノ浦の戦では平氏の主戦力として山鹿水軍を率い、大將軍と呼ばれました。城山には彼の碑が建ち、今も山鹿小学校の校歌などに名を留め、地元の方々に親しまれています。忠を尽くし、人を裏切らなかつた名将秀遠を広く知って欲しいとの願いを込めました。



万葉の崗の湊に来たる旅人

「天霧らひ日方吹くらし水茎の崗の水門に波立ちわたる」

読み人知らず 万葉集巻7

古代、都から大宰府へ下ってくる旅人は、陸路到津から島門の駅を経て大宰府へと向かうか、あるいは関門海峡を抜け、響灘から博多那の津へと船を着けました。その途中、「崗の津」へ立ち寄り風景をめでた歌が、万葉集をはじめ幾つかに残されており、それを偲んで詠んだ句です。



▷ 八木孝弘作
はままつしんがま
やつき
八木孝弘作
眞形釜



▷ 波多野町長（中央）を表敬
訪問した鑄物師の八木孝弘
さん（左）と樋口陽介さん（右）



現代の芦屋釜が 福岡県知事指定特産工芸品に

令和4年9月2日、現代の芦屋釜が「福岡県知事指定特産工芸品※」に指定されました。

芦屋町では、平成7年より一度途絶えてしまった芦屋釜の復興に取り組んできました。今回の指定により、現代の芦屋釜が公の評価を得たこととなります。現代の芦屋鑄物師のよりいっそうの活躍と芦屋釜の更なる振興が期待されます。

※県内で製造される郷土色豊かで、一定の伝統性を有する工芸品などを県知事が指定したものです。

▷ 問い合わせ 芦屋釜の里 (☎223-5881)

芦屋東公民館講座 新年に花を飾ろう♪ フラワーアレンジメント

正月に向けた、フラワーアレンジを学びます。

- ▷ とき 12月25日回・午後1時～3時
 - ▷ ところ 芦屋東公民館集会室
 - ▷ 講師 山村朋代さん（はなの店ていーだ代表）
 - ▷ 対象 町内に住んでいるか、通勤している人
 - ▷ 定員 14人（事前申し込み先着順）
 - ▷ 参加費 2000円（材料代）
 - ▷ 持ってくるもの 花ばさみ、タオル、作品持ち帰り用の袋
 - ▷ 申し込み 12月1日回～17日回・午前9時～午後5時に、芦屋東公民館（☎222-1981）へ
- ※月曜日は休館です。

ギャラリーあしやワークショップ クラフトバンド講座

紙でできた平たいロープ状の素材、クラフトバンドを使用して簡単なかごを作る大人向けの講座です。

- ▷ とき 12月24日回・午後1時～3時
 - ▷ ところ 中央公民館2階
 - ▷ 対象 中学生以上
 - ▷ 定員 15人（事前申し込み先着順）
 - ▷ 参加費 1000円（材料代）
 - ▷ 申し込み 11月29日回～12月22日回・午前9時～午後5時に、中央公民館（☎222-1681）へ
- ※月曜日は休館です。



クリスマス茶会

子どもたちも楽しめるクリスマス茶会を行います。気軽に参加してください。

- ▷ とき 12月4日回・午前10時～午後1時50分
 - ▷ ところ 芦屋釜の里大茶室
 - ▷ 内容 抹茶とクリスマスの和菓子による茶会
 - ▷ 参加費 中学生以上500円、小学生300円、未就学児200円（入館料とお茶代）
 - ▷ 問い合わせ 芦屋釜の里 (☎223-5881)
- ※月曜日は休館です。



人口（前年同月との比較）

令和4年10月末日現在	令和3年10月末日現在
13,240 人	13,408 人
6,468 人	6,544 人
6,772 人	6,864 人
6,528 世帯	6,541 世帯

10月分の人の動き

出生…… 6 人	転入…… 25 人
死亡…… 10 人	転出…… 110 人